

7福葉業発第324号  
令和7年12月8日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**電子処方箋に関する医薬品等マスタの点検報告および  
医療DX推進体制整備加算の取扱いについて（情報提供）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、日本薬剤師会より別添のとおりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

電子処方箋の運用開始日の登録がされている医療機関・薬局の内、医薬品等マスタの設定等の点検報告が完了していない施設においては、今年末を目途に電子処方箋管理サービスへの接続が停止される予定です。点検報告が完了していない場合は、急ぎご利用のシステムベンダーに相談し、対応ください。

また、電子処方箋管理サービスについては、電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を整備することが医療DX推進体制整備加算の算定要件となっており、接続停止となった場合は算定できません。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

日薬情発第 143 号  
令和 7 年 12 月 3 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 渡邊 大記

電子処方箋に関する医薬品等マスタの点検報告および  
医療 DX 推進体制整備加算の取扱いについて  
(情報提供)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
令和 7 年 9 月 29 日付け、日薬情発第 105 号にてお伝えの通り、医薬品等マスタの  
点検報告が完了していない医療機関・薬局においては、今年末を目途に電子処方箋  
管理サービスへの接続が停止される予定です。

既に点検報告が完了している薬局において、影響ありませんが、電子処方箋シス  
テムの運用開始はしているものの点検報告が完了していない場合は、急ぎご利用の  
システムベンダーに相談し、すみやかに対応ください。

また、電子処方箋管理サービスについては、電子処方箋により調剤する体制及び  
調剤結果を登録する体制を整備することが医療 DX 推進体制整備加算の算定要件と  
なっており、接続停止となった場合は、算定できません。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、点検報告が完了していない薬局に急ぎ  
ご対応いただきますよう貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

(参考)

点検報告は医療機関等向け総合ポータルサイトから行えます。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0011894](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894)